

用語集

【あ行】

◆育児・介護休業法

仕事と家庭の両立支援対策を充実することが目的で、労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定められている。正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。「育児休業法」から平成7年10月改正。

◆SNS（エス・エヌ・エス）

Social Networking Serviceの略称。
人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイトのこと。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供している。

◆SDGs（エス・ディー・ジーズ）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。

平成27年9月の国連サミットで採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす令和12（2030）年を年限とする17の目標（ゴール）と169の達成基準（ターゲット）から構成される国際社会共通の目標。

【17の目標】1貧困をなくそう、2飢餓をゼロに、3すべての人に健康と福祉を、4質の高い教育をみんなに、5ジェンダー平等を実現しよう、6安全な水とトイレを世界中に、7エネルギーをみんなにそしてクリーンに、8働きがいも経済成長も、9産業と技術革新の基盤をつくろう、10人や国の不平等をなくそう、11住み続けられるまちづくりを、12つくる責任 つかう責任、13気候変動に具体的な対策を、14海の豊かさを守ろう、15陸の豊かさを守ろう、16平和と公正をすべての人に、17パートナーシップで目標を達成しよう

◆M字型曲線

女性の年齢別労働率（労働力人口比率、労働力率）を折れ線グラフでみた場合、学卒後と子育て終了後とを2つの山とし、その間の子育て期が谷のようになって、ちょうどMの字のような形になっていることをいう。

◆LGBT（エル・ジー・ビー・ティー） LGBTQ

（エル・ジー・ビー・ティー・キュー）

レズビアン（Lesbian）・ゲイ（Gay）・バイセクシュアル（Bisexual）・トランスジェンダー（Transgender）の頭文字をとった言葉で性的少数者の総称の一つ。クィア／クエスティング（Queer / Questioning）の頭文字を加えてLGBTQとも言う。

- ・レズビアン：女性を好きになる女性。性自認が女性で、性的指向が女性に向いている人
- ・ゲイ：男性を好きになる男性。（性自認が男性で、性的指向が男性に向いている人）
- ・バイセクシュアル：男性を好きになることも女性を好きになることもある人。
- ・トランスジェンダー：出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を自認する人。

◆LGBT理解増進法

性的指向や性自認の多様性に対する国民の理解を深め、多様性に寛容な社会の実現を目指すことが定められている。正式名称は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」。令和5年6月公布・施行。

【か行】

◆困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）

日常生活や社会生活において、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）に対し、それぞれ

の意思が尊重されながら多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、女性の人権が尊重され、安心してかつ自立して暮らせる社会の実現を図ることを目的とする。令和4年5月公布、令和6年4月施行。

【さ行】

◆ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

◆持続可能な開発目標（SDGs）

→SDGs（エス・ディー・ジーズ）

◆女子差別撤廃条約

女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。昭和54年に国連総会で採択され、日本は昭和60年に批准。

◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、国や地方自治体、事業主に対し、自社の女性活躍状況の把握・課題分析、行動計画の策定・届出・周知・公表、女性の活躍

に関する情報公表などを義務付けている。平成27年9月に公布・施行。

◆ストーカー

一方的に関心をいだいた相手が嫌がるにもかかわらず執拗につきまといなどを行う人のこと。

◆ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）

ストーカー行為に対する処罰などの規制と、被害者に対する援助を定めている。平成12年5月公布、11月施行。

◆政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている。平成30年5月に公布・施行。

◆性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

→LGBT理解増進法

◆性別役割分担の意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を分ける考え方のこと。

◆セクハラ

セクシュアルハラスメント

性的嫌がらせのことで、職場や学校などの場で、性的な言動によって相手に不快感や苦痛を与える行為のこと。異性に対するものだけでなく同性に対するものも含まれる。行為者の意図にかかわらず、受け手が不快に感じたかどうかが判断基準となる。

◆SOGI（ソジ・ソギ）ハラ

SOGIハラスメント

SOGIとは、Sexual Orientation（性的指向）及びGender Identity（性自認）の略称で、全ての人が持つ個人の性的なあり方を指す。SOGIハラスメントとは、相手の性的指向や性自認に関する差別的言動や嫌がらせを行うことで、精神的苦痛や不利益を与える行為を指す。相手の性的指向や性自認に関する望まぬ暴露（アウティング）などが該当する。

【た行】

◆男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。平成11年6月に公布・施行。

◆男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的として、同法では労働者の募集、採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職などにおいて男女間の差別の禁止などが規定されている。正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。昭和60年5月公布、昭和61年4月施行。

◆DV（ディー・ブイ）

ドメスティックバイオレンス

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」のこと。「暴力」とは、身体に対する暴力のほか、精神的なもの、性的なものなど様々な形態が存在する。

◆DV防止法

配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を目的とする。配偶者等に対する暴力に関する通報や相談、保護、自立支援等の体制整備を義務付けており、男性・女性を問わず「配偶者」には事実婚も含まれる。平成6年の改正によって、配偶者以外の交際相手からの暴力も法律の対象に拡大され、生活の本拠を共にする場合はもちろん、別居後も暴力が継続する場合の対策も強化された。さらに、生活の本拠を共にしない場合や、事実婚のケースにおいても、必要に応じて保護命令や支援措置の対象となる仕組みが整備された。正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。平成13年4月公布、10月施行。

◆特定事業主行動計画

国や地方公共団体（これらを「特定事業主」と呼ぶ）が「女性活躍推進法」などの義務づけにより、自らの職員のために策定する行動計画。

◆ドメスティックバイオレンス

→DV（ディー・ブイ）

ドメスティックバイオレンス

【は行】

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

→DV防止法

◆配偶者暴力相談支援センター

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、(1) 相談や相談機関の紹介、(2) カウンセリング、(3) 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、(4) 被害者が自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、(5) 保護命令の制度利用についての情報提供その他の援助、(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助等を行う。都道府県の女性相談支援センターその他適切な施設においてその機能を果たすものとされ、平成19年の改正により、市町村が設置する適切な施設においてもこの機能を果たすよう努めるものとされた。

◆パタハラ パタニティハラスメント

男性が育児のために休暇や短縮勤務などの制度を利用しようとした際、又は利用したことを理由に嫌がらせをすることをいう。

◆パワハラ パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為のことをいう。

◆ファミリー・サポート・センター

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を行う組織。子育て中の保護者の日常生活を支援するため、援助を受けたい人と、行いたい人が会員となり、センターを通じて育児の助け合いを有料で行っ

ている。

【ま行】

◆マタハラ マタニティハラスメント

女性の妊娠・出産を理由に行う解雇や降格といった不当な扱いや、精神的・肉体的な嫌がらせのことをいう。

【わ行】

◆ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳される。国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことをいう。

第五次大泉町男女共同参画推進計画

令和8年3月発行

発 行 大泉町
編 集 企画部多文化協働課
